

所得税・個人住民税の定額減税（2024(令和6)年分所得税・個人住民税）

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、2024(令和6)年分の所得税及び2024(令和6)年度分の個人住民税の減税を行う。

(2) 内容

<所得税>

居住者の2024(令和6)年分の所得税額から、特別控除の額(本人・扶養親族1人につき3万円)を控除する(その者の所得税額が上限)。

<個人住民税>

居住者の2024(令和6)年度分の所得割の額から、特別控除の額(本人・扶養親族1人につき1万円)を控除する(その者の所得割の額が上限)。

(3) 実務のポイント

- ・ 所得税は2024(令和6)年分、個人住民税は2023(令和5)年分の合計所得金額が1,805万円(給与所得者の場合は給与年収2,000万円)を超える場合は、定額減税の適用はない。
- ・ 減税の実感が早期に得られるように、2024(令和6)年6月支給の給与・年金の手取りを増加させるため、また、事業所得者の6月・7月の予定納税・普通徴収を減額し資金増とさせるため、所得(給与・年金・事業等)の内容に応じて、減税の実施方法が異なる。
- ・ 給与所得者の場合、2024(令和6)年6月分の支給給与から特別控除が実施されるため、源泉徴収義務者(会社等)は早期にシステムの改修等の対応が必要である(財務省・国税庁・総務省は法案の国会提出前であっても、制度の詳細をできる限り早急に公表し、パンフレットの作成等の広報活動を開始することとされている)。

1. 改正のポイント

(4) 低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の給付が実施される予定となっている。

- ① 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付
 - … 1世帯当たり10万円
- ② 個人住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯へのこども加算
 - … 18歳以下の児童1人当たり5万円
- ③ 新たに住民税非課税等となる世帯への給付
 - … 1世帯当たり10万円
- ④ 給付金の対象にならず、定額減税の恩恵も十分受けられない所得層への調整給付
 - … 定額減税可能額が所得税額又は個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額を1万円単位で切り上げた額

2. 改正の趣旨・背景

バブル崩壊後の30年間、日本はデフレが続いており、人への投資や賃金、設備投資・研究開発投資などがコストカットの対象とされたことで、消費と投資が停滞し、「コストカット型経済」とも呼べる悪循環に陥っている。

賃金が上がり、家計の購買力が上がることで消費が増え、その結果、物の値段が適度に上がる、それが企業の売上げ、業績につながり、新たな投資を呼び込み、企業が次の成長段階に入り、また賃金が上がる。そうした好循環に向けて、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の減税を行う。

過去2年間で所得税・個人住民税の税収が3.5兆円増加する中で、国民負担率の高止まりが続いてきたことも踏まえ、この税収増を納税者である国民に分かりやすく「税」の形で直接還元することとし、3兆円台半ばの規模で減税が実施される。

また、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には迅速に支援を届けることとし、物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、支援を行う。所得税・個人住民税の定額減税と住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間(はざま)にある者への対応も行われる。

【岸田総理記者会見(令和5年11月2日)より抜粋】

～(中略)そのため、私は、来年の6月のボーナスのタイミングで、本人・扶養家族を問わず、1人当たり計4万円、約9,000万人を対象に、総計3兆円半ばの規模で所得税・住民税の定額減税を行いたいと考えています。本人・扶養家族を問わず、お一人ずつ減税を行うことで、過去に例のない子育て支援型の減税ともなります。例えば子供二人の子育て世帯では16万円の減税となります。このように、来年夏の段階で、賃上げと所得減税を合わせることで、国民所得の伸びが物価上昇を上回る、そういった状態を確実に作り出したいと思います。そうすれば、デフレ脱却が見えてきます。さて、「減税ではなく、給付金を支給すれば、もっと早い時期にお渡しできるのではないか」という意見があることは承知しています。先ほど申し上げたように、給付金は第1段階の緊急的な生活支援を行うものです。その上で、今回の所得減税は、第2段階の本格的な所得向上、そして好循環実現のために行うものです。幅広い国民の所得を下支えする観点からは、来年夏のボーナスの時点で、賃上げと所得減税の双方の効果が給与明細に目に見えて反映される、そうした環境をつくり出すことが必要だと考えています。

出典：首相官邸HPより

2. 改正の趣旨・背景

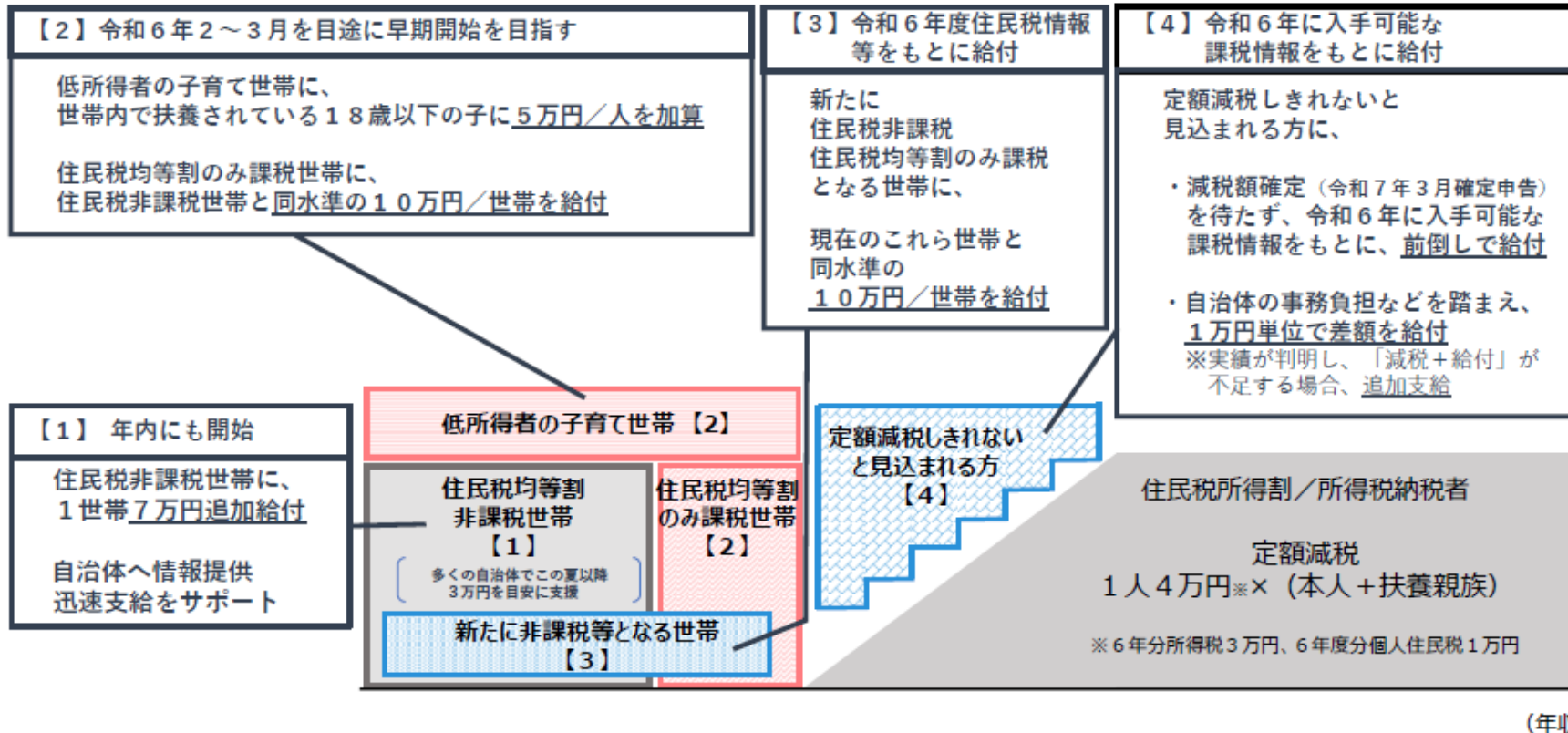
新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」 「迅速 (特に低所得の方々)」 「適切 (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始



※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

出典:内閣府「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置(2023.12)」より

(所得税・住民税:定額減税)

3. 改正の内容

(1) 対象者と減税額

< 所得税 >

居住者の2024(令和6)年分の所得税額から、特別控除の額を控除する(その者の所得税額が上限)。

< 個人住民税 >

居住者の2024(令和6)年度分の所得割の額から、特別控除の額を控除する(その者の所得割の額が上限)。

		本人	配偶者	その他扶養親族
基礎要件		居住者	本人と生計を一にする配偶者(※1) (居住者に限る)	本人と生計を一にする親族(※1) (居住者に限る)
所得制限	所得税	2024(令和6)年分の 合計所得金額が \leq 1,805万円以下(※2)	2024(令和6)年分の合計所得金額が \leq 48万円以下(※3)	
	個人住民税	2023(令和5)年分の 合計所得金額が \leq 1,805万円以下(※2)	2023(令和5)年分の 合計所得金額が \leq 48万円以下(※3、4)	2023(令和5)年分の 合計所得金額が \leq 48万円以下(※3)
特別控除の額	所得税	3万円	1人につき3万円	
	個人住民税	1万円	1人につき1万円	

(※1) 所得税は、2024(令和6)年12月31日の現況により判定する。

個人住民税は、2023(令和5)年12月31日の現況により判定する。

(※2) 給与所得者の場合は、給与年収2,000万円以下(子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける場合は、給与年収2,015万円以下)。

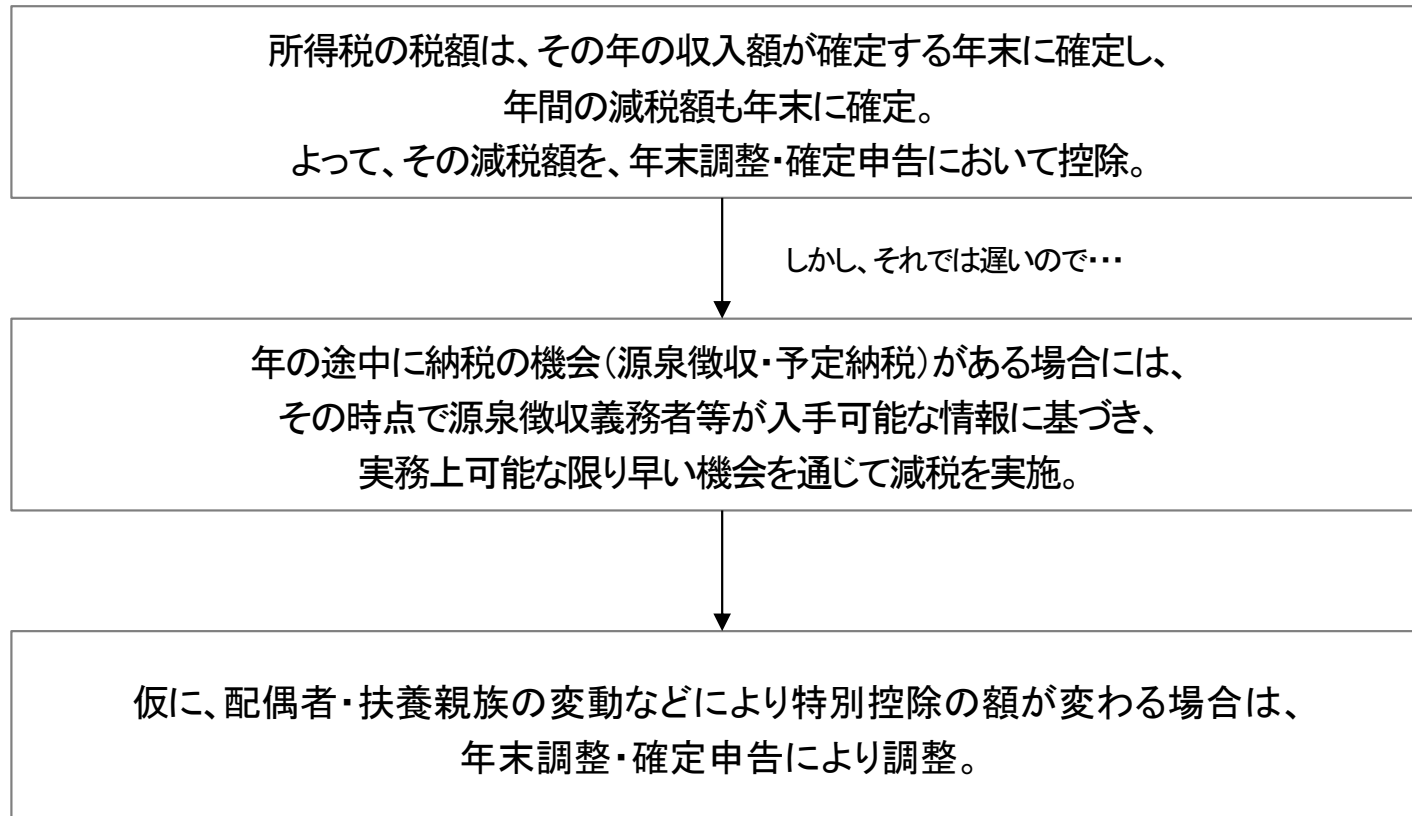
(※3) 給与所得者の場合は、給与年収103万円以下。

(※4) 本人の2023(令和5)年分の合計所得金額が \leq 1,000万円以下に限る。

本人の2023(令和5)年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、個人住民税の配偶者分の特別控除額1万円は2025(令和7)年度分の所得割の額から控除する。

3. 改正の内容

(2) 減税の実施方法の考え方(所得税)



3. 改正の内容

(3) 減税の実施方法

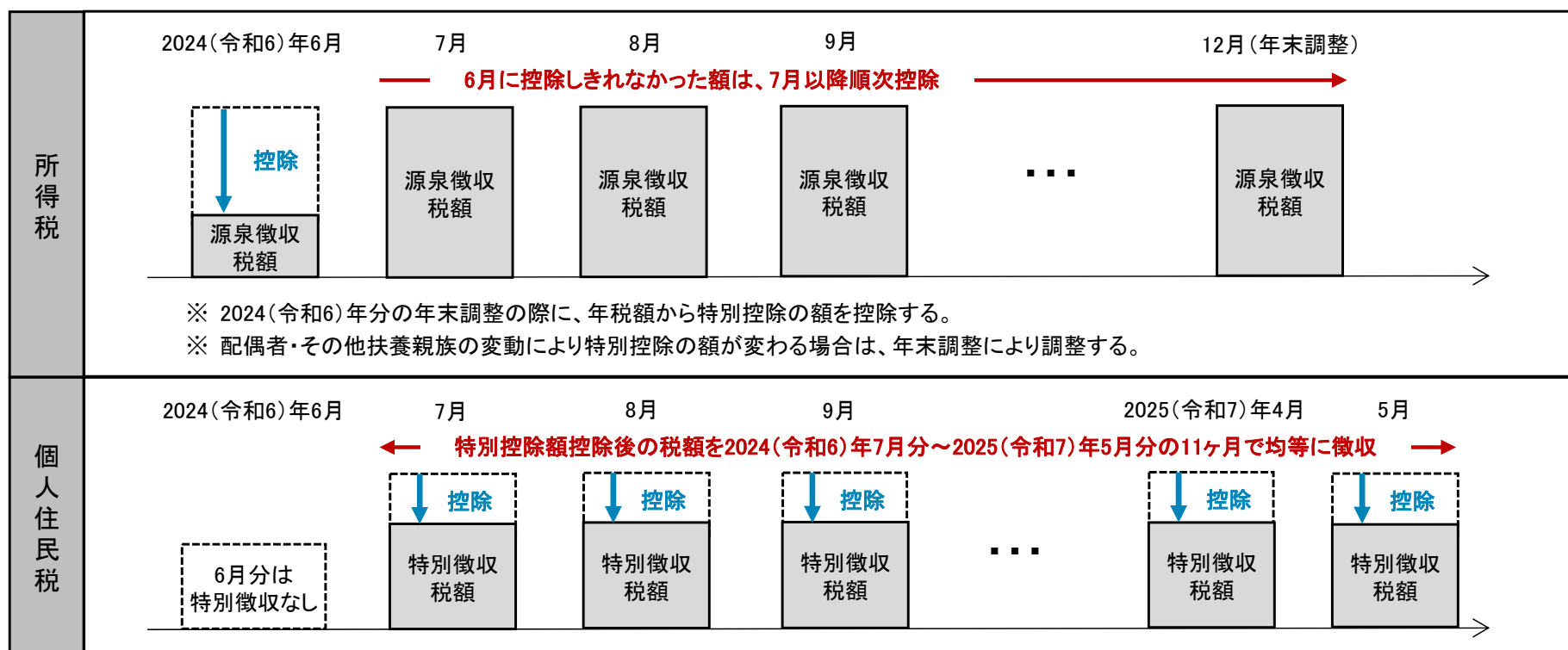
① 給与所得者

<所得税>

2024(令和6)年6月1日以後最初に支給される給与等(賞与を含む)の源泉徴収税額から特別控除の額を控除する。

<個人住民税>

2024(令和6)年6月の給与支給時には特別徴収は行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を、2024(令和6)年7月から2025(令和7)年5月まで、それぞれ給与を支給する際毎月徴収する。



3. 改正の内容

(3) 減税の実施方法

② 事業所得者等

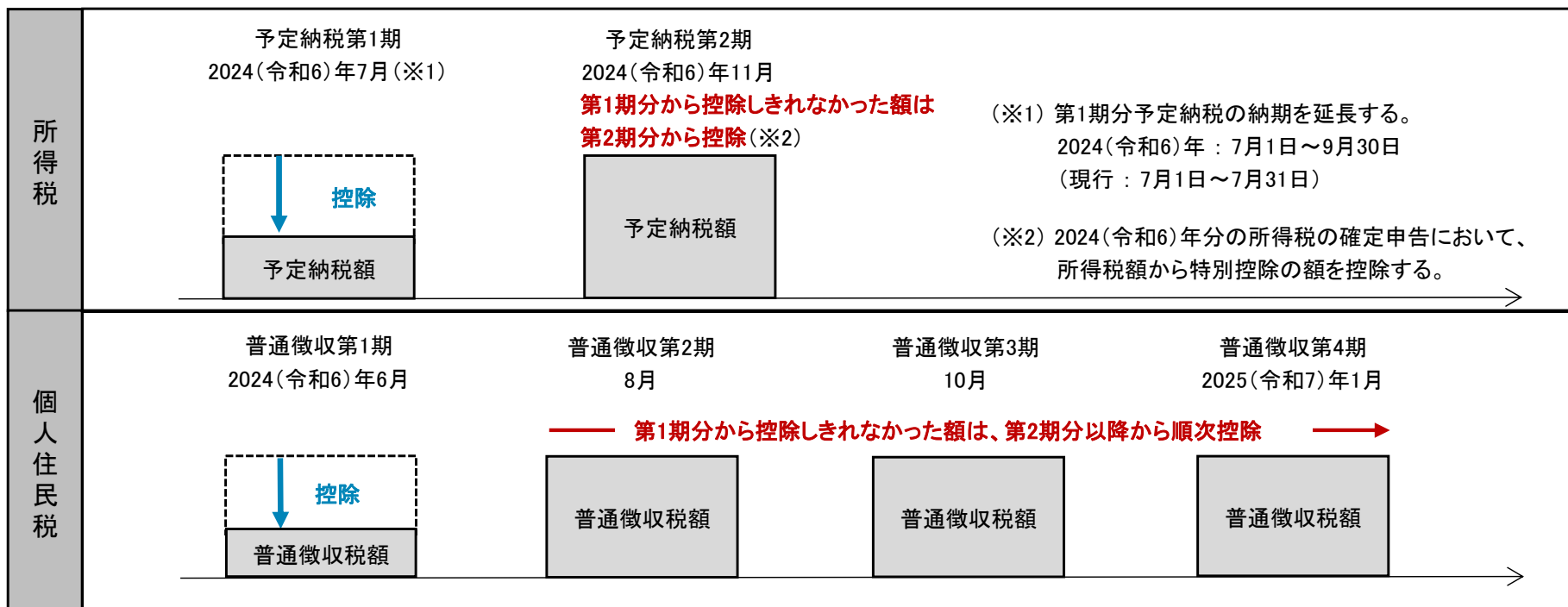
< 所得税 >

2024(令和6)年分の所得税に係る第1期分予定納税額から**本人分に係る**特別控除の額(3万円)を控除する。

- ・予定納税時においては原則「本人分」の特別控除のみ控除し、配偶者・扶養親族分は確定申告において控除。
- ・予定納税額の減額の承認申請により、予定納税時に配偶者・扶養親族分の控除をすることができる。

< 個人住民税 >

2024(令和6)年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額を控除する。



3. 改正の内容

(3) 減税の実施方法

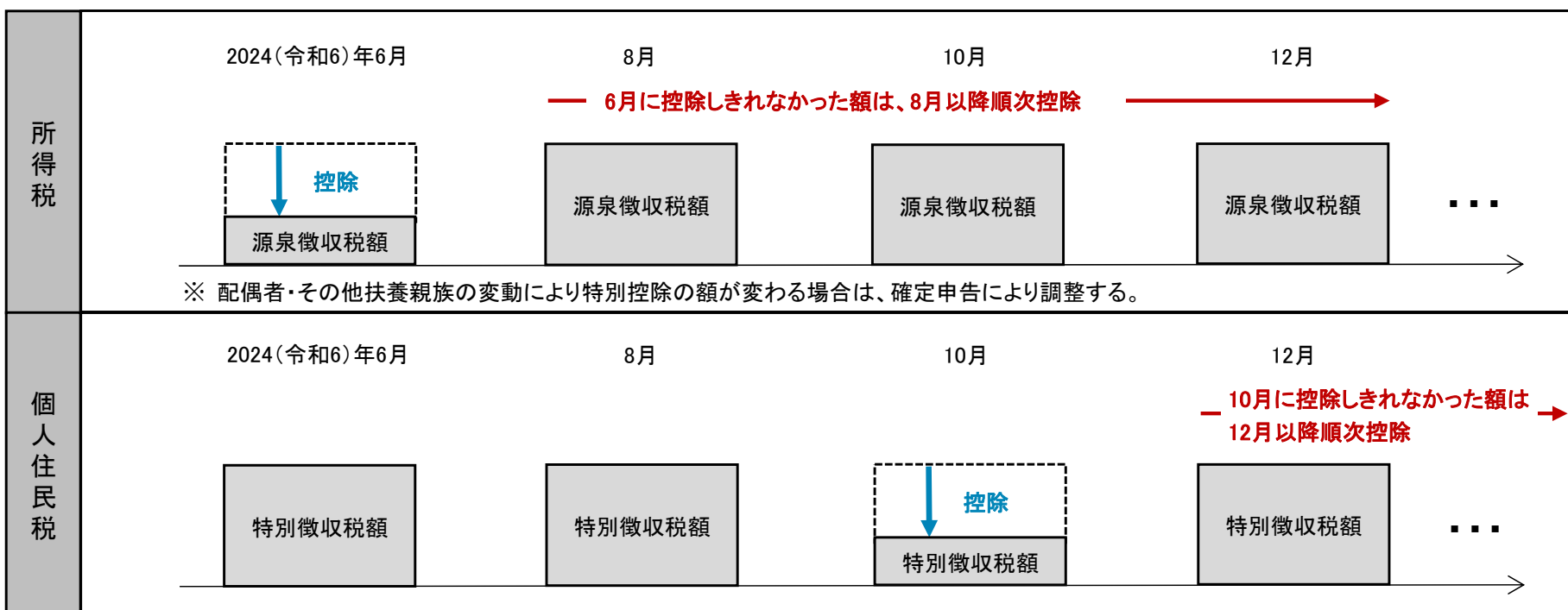
③ 公的年金等受給者

<所得税>

2024(令和6)年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等の源泉徴収税額から特別控除の額を控除する。

<個人住民税>

2024(令和6)年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等の特別徴収税額から特別控除の額を控除する。



4. 実務のポイント

(1) 給与の源泉徴収義務者における実務上の留意点

- 2024(令和6)年6月分の支給給与から特別控除が実施されるため、源泉徴収義務者(会社等)は早期にシステムの改修等の対応が必要である(財務省・国税庁・総務省は法案の国会提出前であっても、制度の詳細をできる限り早急に公表し、パンフレットの作成等の広報活動を開始することとされている)。
- 源泉徴収税時の特別控除については、年末調整時を除き、合計所得金額に関わらず実施する(年末調整時において合計所得金額が1,805万円超になると見込まれることが判明した場合には、控除実施済額について調整する)。
- 源泉徴収義務者は、支払明細書・源泉徴収票の摘要欄に控除した金額を記載する必要がある。
- 源泉徴収税時の特別控除については、「主たる給与等の支払者」のみが実施し、「従たる給与等の支払者」は行わない。
- 2024(令和6)年6月1日以後に雇用されて扶養控除等申告書を提出した者の特別控除については、年末調整時に控除する(源泉徴収時には控除しない)。
- 源泉徴収義務者が源泉徴収時に得られる情報(=2024(令和6)年の扶養控除等申告書などの情報)は、限定的であることから、特別控除の確定額は年末調整で控除される(配偶者・扶養親族の変動により特別控除の額が変わる場合は、年末調整により調整する)。
- 但し、6月の源泉徴収や年末調整前に、源泉徴収義務者が配偶者・扶養親族の情報(合計所得金額が900万円超の者の配偶者の情報など)を把握するための新たな措置(※)が講じられる。

※ 源泉徴収時において、源泉徴収義務者が把握していない配偶者・扶養親族分を控除の対象に加える場合、給与所得者は「源泉徴収に係る申告書」を2024(令和6)年6月1日以後最初の給与支払日までに源泉徴収義務者に提出する必要がある(申告書の様式は今後公表予定)。

※ 年末調整時において、合計所得金額が900万円超の者の配偶者の情報などを把握するために、源泉徴収義務者は新たに「年末調整に係る申告書」の提出を給与所得者に求める必要がある(申告書の様式は今後公表予定)。

4. 実務のポイント(給与所得者のケーススタディ)



本人

- ・40代
- ・東京都在住
- ・給与年収600万円
(賞与なし、令和5年の給与年収も同額)



配偶者

- ・本人と生計一
- ・合計所得金額48万円以下



扶養親族

- ・16歳
- ・本人と生計一
- ・合計所得金額48万円以下

【特別控除の額】

12万円(所得税:9万円、住民税:3万円)

- ・本人分:4万円
- ・配偶者分:4万円×1名
- ・扶養親族分:4万円×1名

11月までの源泉徴収税額から控除しきれなかった
特別控除の額は年末調整で控除
(仮に控除しきれなかった者は給付金の対象となる予定)

(単位:円)

	令和6年 1月～5月の各月	令和6年 6月	令和6年 7月～11月の各月	令和6年 12月(年末調整)	令和7年 1月～5月の各月	特別控除の額 合計
①月給	500,000	500,000	500,000	500,000	〇〇	
②社会保険料	78,300	78,300	78,300	78,300	〇〇	
③所得税	源泉徴収税額	11,750	11,750	11,750	〇〇	
	特別控除の額		△ 11,750	△ 11,750	△ 19,500	△ 90,000
④個人住民税	特別徴収税額	19,417	-	21,182	21,182	21,182
	特別控除の額			△ 2,727	△ 2,727	△ 30,000
⑤手取り(=①-②-③-④)	390,533	421,700	403,245	410,995	〇〇	
定額減税開始前からの手取り増加額		31,167	12,712	20,462		

6月分は特別徴収なし

特別控除額控除後の税額を2024(令和6)年7月分
～2025(令和7)年5月分の11ヶ月で均等に徴収

- (※) 社会保険料は「78,300円」であるものとして計算。
- (※) 給与所得控除、社会保険料控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除のみ考慮して計算。
- (※) 個人住民税は毎月均等に徴収されるものとして計算。
- (※) 個人住民税において均等割の額は考慮していない。

4. 実務のポイント

(2) その他の留意点

- 不動産の譲渡所得など臨時的な所得であっても、2024(令和6)年分(個人住民税は2023(令和5)年分)の合計所得金額が1,805万円を超える場合には、定額減税の適用はない。
- 所得税と個人住民税それぞれの所得制限の「判定時期」が異なることから、定額減税の適用について、所得税又は個人住民税のどちらか一方となるケースが想定される。
- 合計所得金額が48万円超の配偶者は、配偶者自身の所得税・個人住民税から、本人分として特別控除の額が控除される(結果、定額減税の恩恵を十分受けられない所得層等の場合は、給付金の対象となる予定)。
- ふるさと納税の控除上限額の算定の基礎となる2024(令和6)年度分の所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額で計算するため、ふるさと納税には影響しない。
- 会計事務所等は、所得税の確定申告において特別控除の額を控除するためには、配偶者控除の適用がない納税者(本人の合計所得1,000万円超)であっても配偶者の情報を得る必要がある(「定額減税の控除対象となる配偶者」と「所得控除における配偶者控除の対象となる配偶者」は異なる)。

5. 今後の注目点

- 源泉徴収義務者が配偶者・扶養親族の情報を把握するための新たな措置が講じられる見込みなので、その詳細。
- 定額減税における特別控除と各税額控除の控除の順番。
- 所得制限の判定の対象となる、所得税と個人住民税それぞれの所得の範囲。
- 給与所得、雑所得(公的年金)、事業所得等のうち2つ以上の所得がある場合の減税の実施方法。

6. 参考: 低所得者支援及び定額減税補足給付金

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

令和5年12月14日

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の一連の給付を実施する。

- (1) 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付
令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（以下「均等割のみ課税世帯」という。）に対し、1世帯当たり10万円を支給する。
- (2) こども加算
令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。
- (3) 新たに住民税非課税等となる世帯への給付
新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯（令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。）に対し、1世帯当たり10万円を支給する。対象となる児童がいる場合には、上記（2）に準じた加算を行う。
- (4) 調整給付
納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。
なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付する。
- (5) 執行
 - ・ 上記（1）及び（2）の給付については、地方公共団体の事務処理等を踏まえつつ、令和6年以降可能な限り速やかに支給を行うことを目指す。
 - ・ 上記（3）及び（4）の給付については、令和6年に入手可能な情報を基に支給を行っていくこととしつつ、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手など、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。
 - ・ 重点支援地方交付金の仕組みを活用し、上記の標準事業を行う地方公共団体に対して、これに必要となる給付費及び事務費を交付する。なお、簡素迅速な給付がなされるよう、関係機関と連携して、給付を支援するサービス等の開発・導入支援を国主導で行い、地方公共団体におけるデジタル技術を積極的に活用した取組みを促す。あわせて、国民への丁寧な説明・周知広報を行う。

出典：内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室

「低所得者支援及び定額減税補足給付金自治体向け概要資料(12/22時点版)」より

(所得税・住民税:定額減税)

6. 参考: 低所得者支援及び定額減税補足給付金

低所得者支援及び定額減税補足給付金にかかる制度概要

※いずれも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用

令和5年度補正予算
11月29日成立

給付類型	交付対象者	給付額 (目安)	基準日 (目安)	給付開始目途	
① 住民税均等割非課税世帯への給付 【R5非課税給付】	令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	7万円/世帯 <small>多くの自治体でこの夏以降3万円を目安に支援済み</small>	令和5年12月1日	令和5年12月以降に順次給付開始	
② 住民税均等割のみ課税世帯への給付 【R5均等割のみ課税給付】	令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯 (①を除く)の世帯主	10万円/世帯	①と同一	令和6年2~3月目途以降に順次給付開始	
③ 低所得者の子育て世帯への加算 【こども加算】	①・②・④給付対象世帯の世帯主 <small>(※当該者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象)</small>	5万円/児童	①・②・④と同一	同上 (④給付対象世帯については、④給付開始と同時期)	
④	(1) 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付 【R6非課税化給付】	新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	10万円/世帯	具体的日付は別途通知予定	令和6年度住民税情報等をもとに令和6年のできる限り早期に給付開始
	(2) 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付 【R6均等割のみ課税化給付】	新たに令和6年度住民税所得割(減税前)が課せられていない者のみで構成される世帯(上記を除く)の世帯主	10万円/世帯	同上	同上
⑤ 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付 【調整給付】	定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税/住民税の納税義務者	左記上回ると見込まれる額	実施主体決定日 令和6年1月1日 事務処理基準日 具体的日付は別途通知予定	令和6年に入手可能な課税情報をもとに令和6年のできる限り早期に給付開始	

令和5年度予備費
12月22日閣議決定

※ 実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

出典: 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室

「低所得者支援及び定額減税補足給付金自治体向け概要資料(12/22時点版)」より

(所得税・住民税: 定額減税)

6. 参考: 低所得者支援及び定額減税補足給付金

【参考】世帯類型別の収入水準と各措置の対応イメージ

		本人+扶養親族	住民税非課税	住民税均等割のみ課税	定額減税+調整給付	定額減税満額控除
給与収入	単身世帯	1	～100万円程度	～115万円程度	～210万円程度	210万円程度～
	夫婦1人(大学生)	3	～205万円程度	～235万円程度	～575万円程度	575万円程度～
	夫婦2人(小学生)	4	～255万円程度	～270万円程度	～535万円程度	535万円程度～
年金収入	高齢単身*	1	～155万円程度	～160万円程度	～230万円程度	230万円程度～
	高齢夫婦*	2	～210万円程度	～220万円程度	～355万円程度	355万円程度～

(注1) 標準的な社会保険料支払いを仮定している。

(注2) 単身世帯を除き、配偶者控除を適用。

* 納税者本人は65歳以上、配偶者は70歳以上として計算。

出典: 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室

「低所得者支援及び定額減税補足給付金自治体向け概要資料(12/22時点版)」より

(所得税・住民税: 定額減税)

6. 参考: 低所得者支援及び定額減税補足給付金

⑤ 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付について（調整給付・詳細）

【給付対象】(個人単位で給付)

※本スライドの税額は全て定額減税適用前、税額控除後の意

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該者の令和6年分所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者。

具体的には以下の「①又は②のいずれかに該当する者」。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

- ① 所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数）が「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」を上回る者
- ② 個人住民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

【減税対象人数】

本人、同一生計配偶者及び扶養親族（国外居住者を除く。以下「扶養親族等」という。）

※扶養親族には16歳未満扶養親族を含む。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和6年度分個人住民税所得割の定額減税の算定に用いられないこと等を踏まえ、調整給付の算定時には考慮しない。

【給付額】(①+②)

※令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、前年の令和5年分所得税額により、令和6年分所得税額を推計する。

①「所得税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額
3万円×（本人+扶養親族数）

令和6年分推計所得税額（減税前）
= 令和5年分所得税額（実績）

= ① 所得税分控除不足額
① < 0 の場合は 0

②「個人住民税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額
1万円×（本人+扶養親族数）

令和6年度分個人住民税額（減税前）

= ② 個人住民税分控除不足額
② < 0 の場合は 0

➔ 調整給付額 = ① + ② （一万円単位で「切り上げて」算出）

<算定イメージ>

（減税対象人数1人の場合）

0円 < ① + ② ≤ 1万円 ⇒ 1万円

1万円 < ① + ② ≤ 2万円 ⇒ 2万円

2万円 < ① + ② ≤ 3万円 ⇒ 3万円

3万円 < ① + ② ≤ 4万円 ⇒ 4万円

（減税対象人数2人の場合）

0円 < ① + ② ≤ 1万円 ⇒ 1万円

1万円 < ① + ② ≤ 2万円 ⇒ 2万円

2万円 < ① + ② ≤ 3万円 ⇒ 3万円

7万円 < ① + ② ≤ 8万円 ⇒ 8万円

出典：内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室

「低所得者支援及び定額減税補足給付金自治体向け概要資料(12/22時点版)」より

（所得税・住民税：定額減税）